

第三十八回 参議院農林水産委員会會議 録第十三号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十一時四十一分開会

委員の異動

三月八日委員棚橋小虎君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君

委員

石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
高橋 衛君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
大河原一吉君
北村 暢君
小林 孝平君
安田 敏雄君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
農林省農林 板村 吉正君
農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 斎藤 誠君
食糧庁長官 須賀 賢二君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の会議に付した案件

○農業近代化資金助成法案(内閣送付、予備審査)
○農業信用基金協合法案(内閣送付、予備審査)

○農業協同組合合併助成法案(内閣送付、予備審査)
○農業協同組合法案の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農地法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○農地法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○大妻及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)
○愛知用水公団法案の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。

昨三月八日、棚橋小虎君が辞任、その補欠として赤松常子君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 農業近代化資金助成法案(附法第一〇八号)、農業信用基金協合法案(附法第一一一号)、農業協同組合合併助成法案(附法第一一二号)、農業協同組合法案の一部を改正する法律案(附法第一一三号)、農地法の一部を改正する法律案(附法第一一四号)の七法案を一括議題といたします。

まず、これらの七法案について、順次提案理由の説明を求めます。

○政府委員(井原岸高君) ただいま提案になりました農業近代化資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業経営の改善をはかり、農業の近代化を強力に推し進めて参りますためには、農地の集団化等土地保有の合理化と並んで、家畜の導入、農作業の機械化等農業の生産施設等の整備拡充をはかることが不可欠であります。そのためには長期かつ低利の施設資金の融通を一そう円滑にする必要があることは申すまでもないところで、農村におけるこれらの資金の需要はますます増加する趨勢にあります。

他方、農業協同組合等の組合系統金融機関の資金は、最近次第に充実を示して参りましたが、その貸出金利が高であること等の理由から農民の資金需要に十分にたえることができません。また、従来の農業改良資金等の制度金融につきましても、その資金ワケが少なく、その理由からその機能を十分に発揮するには至っていないと考えられます。

そこで政府といたしましては、今後農業協同組合につきまして自己資本の充実、合併の促進、部門別経理の確立等による経営の合理化の措置を総合的かつ強力に推進し、貸し出しの促進と貸出金利の引き下げ等組合系統金融の刷新強化をはかる所存であります。組合系統金融の現状にかんがみまして、なお利子補給等の助成措置を講じなければ農業近代化の重要な一翼をなすべき組合系統金融の機能を十分に發揮させることは困難と考えられます。

このため、組合系統資金を農業施設資金として大幅に活用し、農業経営の近代化に資することを目的として、ここに農業近代化資金融通制度を設けることとした次第であります。

次に、この農業近代化資金助成法案の内容について御説明申し上げます。

この法律案は、農業業者等の資本整備を推進するために、農業経営の近代化を推進するために、農業業者等に対し農業協同組合及びその連合会等が、これらの資金を貸し付ける場合に都道府県が行なう利子補給等の措置に対して国が助成を行なう制度を設けるものであります。そのおもな内容は次の通りであります。

第一は、国の助成の対象となる農業近代化資金の内容であります。

これは、農業業者等の経営の近代化に資するために、農業協同組合等の融資機関が、利率年七分五厘以内、償還期限原則として十年以内の条件で、農業業者等に貸し付ける畜舎、果樹棚、農機具等の施設の改良等に必要資金、果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金及び乳牛その他の家畜の購入に必要な資金等であります。

第二は、この内容の農業近代化資金に対して行なわれる政府の助成であります。

この政府の助成には利子補給補助と出資補助の二つがございますが、このうち利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により、都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうちもう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次いで、ただいま提案になりました農業信用基金協合法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりましたためには、農業経営に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要なことであります。農業協同組合等の組合系統金融機関からの貸し出しは、現状では必ずしも十分とは言えない状況にあります。そこで、その貸し出しが消極的となつてくる原因の一つと考えられます農業業者等の信用力の弱さを補うものとして、従来から農業改良資金制度による

債務保証基金や、地方公共団体、農業協同組合等を出援者として、設立された財団法人組織等による農業信用基金協会有りませんが、このたび、農業近代化資金融通制度の発足に伴いまして、このような信用補完制度を整備し、農業近代化資金についての債務の保証及び従来各地方の協会が行なつておりました一般の貸付についての債務の保証をおもなる業務とする農業信用基金協会の制度を確立することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この農業信用基金協合法案の内容について御説明申し上げます。第一点は、協会の業務についてであります。すなわち、この協会は、農業者等が、農業近代化資金その他の農業者等の事業資金、生活に必要な資金を、農業協同組合、信用農業協同組合連合会等の融資機関から借り入れることにより負担する債務の保証の業務並びにこれに付帯する業務を行なうこととなっております。

この保証業務に伴いまして、協会の負担する保証債務の弁済に充てるための基金の管理方法、剰余金の処分方法、経理の区分等につきまして必要な規定を設けることとなっております。第二点は、協会の役員についてであります。この協会の役員たる資格を有する者は、協会の区域すなわち都道府県の区域内に住所を有する農業者、農業協同組合、同連合会並びに都道府県及び市町村であります。これらの会員の出資、議決権、加入及び脱退に關し必要な規定を設けることとしております。

第三点は設立についてであります。協会の設立は、主務大臣の認可を受けなければならないものとするほか、発起人、創立總會その他設立に關し必要な規定を設けることとしております。

第四点は協会の管理、解散及び清算、監督等についてであります。この種の特殊法人について必要な諸規定を整備することとしております。第五点は付則として、現存する財団法人たる農業信用基金協会からの引き継ぎ、都道府県の保証業務の引き継ぎ等所要の経過規定を置くこと、税法その他関係法律の規定の整備等をはかることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたす次第であります。次に、農業協同組合合併助成法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

昭和二十二年に農業協同組合法が制定されてから、農業協同組合が広く全国各地に設立され、農民の協同組織として、その経済的、社会的地位の向上に多大の貢献をいたして参つたのであります。

しかし、戦後のきびしい社会経済事情のもとで数多くの農業協同組合が経営不振に陥つたために、政府におきまして、昭和二十六年以来農林漁業組合再建整備法による施策を初めとする一連の再建整備措置を講じ、不振農協対策としては、相当の効果を上げてきたのであります。

しかしながら、その後の社会経済の発展に伴い農業協同組合の規模そのものについても検討を加える必要が生じて参っており、他方今後農業経営の近代化等を強力に推進していくため、農業協同組合に期待するところが大きくなっておりますのでさらにこれを合併によって強化する必要があると痛感されるに至っております。

そこで政府といたしまして、この際、経営規模の過小、事業基盤の狭小な農業協同組合の合併についての援助、助成等の措置を講じ、その合併を促進して規模の拡大をはかり、農民の要望にこたへ得る協同組織としてその機能を十分に果たし得るようにするため、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。第一に、信用事業を行なつております、いわゆる総合農協を強化することが農業協同組合組織全体の強化にもなりますことから、総合農協の合併を中心に本法案による措置を考えていくことにしております。

第二に、本法案による助成等をいたしますのは、農業協同組合で合併及び合併後の事業経営に關する計画を立て、都道府県知事が適当であると認定をしたものとしております。この認定にあたりましては、都道府県農業協同組合中央会の意見を聞くほか、農業協同組合に關し学識経験を有する者の意見を広く聞いて認定することとしております。

第三に、その計画が適當である旨の認定を受けた農業協同組合が合併いたしました場合には、その効率的な事業経営のため特に必要とする施設の整備に要します経費及び合併後の農業協

同組合に都道府県農業協同組合中央会が駐在指導員を派遣して、その事業経営の指導をいたします場合の指導に要する経費につきまして補助するほか、都道府県が農業協同組合の合併について行ないます指導に要する経費につきましても補助することとしております。

第四に、本法案による助成等の措置は、五年間行なうものとして昭和四十年三月三十一日までに合併したものを対象とすることとしております。

なお、本法案と関連して別に提案を予定しております租税特別措置法の一部を改正する法律案によりまして、合併後の農業協同組合が合併により解散しました農業協同組合から引き継ぎます欠損金について、法人税の課税標準たる所得の計算上、損金算入を認めることとするほか、清算所得、不動産の登録税につきましても、現行法人税法及び登録税法の特別措置を設ける等合併推進の障害になると思われる諸問題について、税制面での助成措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう御願いいたします。次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法は、農民の協同組織の発達を促進し、もつて農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上とをはかり、あわせて国民経済の発展を期することを目的としております。とは、御承知の通りであります。

さきに国会に提案して御審議をいたしております農業基本法案におきましては、農業構造の改善をはかる施策の一環として、農業生産行程についての協業を助長するため、農民が協同して農業経営を行なうことができるようにその協同組織を整備すること及び農業協同組合に農地等の信託の引き受けの事業を行なわせることにより、農地等についての権利の設定または移転が農業構造の改善に資することとなるようにすること等を要請しているのであります。

この農業基本法案の趣旨に沿いその実現をはかることと、あわせて農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務の運営につき整備措置を講じようとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。第一に、農業生産協同組合制度の創設であります。現行農業協同組合法のもとにおきましては、農業協同組合は、組合員たる農民の個別の経営を育成発展せしめることを目的としており、みずから独立の事業主体となつて農業経営を行なうことを予想しておりませんので、新たに農民がその協同により農業経営を行なう簡易な協同組織として、農業生産協同組合の制度を創設することとしております。

農業生産協同組合は、組合員たる農民の協同により、農業経営及びこれに付帯する事業を行なうことを目的とする協同組織であります。組合員が組合の行なう事業に従事することについての規制をするにとともに、員外理事の禁止、剰余金配当方法の制限等協同

組合としての特質を保持するため、必要な制限を設けておりますが、農業を經營するという農業生産協同組合の業務の實質に即しまして、その設立、管理等を極力簡素化し、組合員相互間の緊密な結合による業務の円滑な運営を期待しております。

なお、この農業生産協同組合に関連しまして別に提案しております農地法の一部を改正する法律案に所要の規定を設けております。

第二に、農地等の信託の引き受けの事業でございますが、農業の近代化のためには、農地についての権利移転が自立家族経営の育成、農業経営の協業化等農業構造の改善に資するよう行なわれることが必要であります。そこで、農地法の基本理念を堅持しながら、農業構造の改善に寄与し得るよう農地の権利移転について農地法の規制を緩和して参りますためには、農民の自主的な協同組織としての農業協同組合に農地等の信託の引き受けの事業を行なわせ、この農地等の権利移転の円滑化を期することが最も適當であると考へられるのであります。そのため農業協同組合が農地等の貸付及び売り渡しを目的とする信託の引き受けの事業を行なう道を新たに開くこととしたしました。また農業協同組合が信託を引き受けた農地等を貸し付け、または売り渡す場合には、組合員等の農業経営の改善に資することとなるよう配慮してしなければならぬものとしたしますとともに、その他所要の規定を設け、その事業の健全かつ円滑な運営を確保することとしております。

以上の措置に加えて、農業生産協同組合制度の創設に伴う農業協同組合の組合員資格の整備、員外利用制限の緩和、剰余金配当方法の改善、総会における議決権及び選挙権の代理行使等の制限の緩和等の措置を講ずることとしておりますが、これらはいずれも最近における農業事情その他の事情の推移に対処し、農業協同組合組織の機能を強化し、その事業の健全な運営を確保するための措置であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。続いて農地法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

農地法は、農村における民主化の促進、農業生産力の増進、農民の経済的地位の向上をはかることを目的として行なわれた農地改革の成果の維持の役割を果たしているものであることは言うまでもありません。ところで、近時、わが国経済の発展の過程において農業とそれを取り巻く諸条件とは著しい変化が生じてきております。この変化に対応して農業が産業経済の重要な一部門として他産業におくれをとらないように生産性を向上し得るようになすとともに、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営み得るようになすためには、農業基本法案に掲げましたような諸般の施策を総合的に進めて参ることが必要と考へるのであります。その最も重要な一環として、農地保有の合理化と農業経営の近代化をはかることが緊要であると存するのであります。むろん、農地保有

の合理化と農業経営の近代化という構造改善への道は必ずしも容易なものではないと存じます。しかしながら、近時農業技術水準の向上が見られ、他方労働力需要の増大の傾向が現われ、構造改善の可能性も生じているのであります。法人組織により農業経営を行なうこととするなども農業経営の合理化、近代化に対する農業者の意欲の現われであると考えられるのであります。従いまして、この際、農地制度につきましても、農地改革以来十余年の施策の成果を維持し、これとの調和を保ちながら、諸般の施策と相待ちまして、農地保有の合理化と農業経営の近代化に資するよう法的措置を講ずべきものと考へる次第であります。

すなわち、農地法は、農地改革の成果を維持することを主眼としたしまして、農地等の権利移動の統制をし、小作地等の所有制限をし、その他小作関係の調整をいたしておりますが、この基本趣旨をそこのことのないような配慮のもとに、家族農業経営がその経営規模を拡大しようとする場合、あるいは家族農業経営の補完と発展に資する一定の要件を備える法人組織により農業経営を行なうとする場合、あるいは農業協同組合が農地等の信託を引き受けてその農地等の有効利用をはかり、農業経営の改善に寄与しようとする場合等に必要の農地等の権利移動をこの際容易にしたいと思ふのであります。これがこの法案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、法案の主要点につきまして御説明いたします。

主要な改正点は、三点ございまして、第一は、家族農業経営に關しまして

て農地等の権利取得の最高面積制限を緩和することでありまして、すなわち、現行法のもとにおいては、農地等の取得は、取得後の経営面積が、農地は内地平均三町歩、採草放牧地は内地平均五町歩になるように各都道府県別に定められた制限面積をこえることとなる場合は、原則として許可できないこととなつていたのであります。最近の農業技術の発展、農業就業人口の減少の動向にかんがみまして、経営規模の拡大をより容易にするため、この際、農地等の取得後の経営面積がこの制限面積をこえる場合であっても、農地等の権利を取得しようとする者が、その取得後において主としてその自家労働によつて効率的に経営することができると認められるときは許可できることを原則とするように改正することとしております。

第二は、個々の家族農業経営の規模の拡大ではなく、これらが共同して規模の拡大し資本設備の高度化の経済成果を上げるため、法人組織により農業経営を行なうとする場合の農地等の権利取得につきまして規定を整備することでありまして、まず、農業経営を目的とする法人の農地等の権利の取得については、家族農業経営を補うものとしての協業化を助長する趣旨のもとに、農業協同組合法の改正により設立されることとしております農業生産協同組合のほか、合名会社、合資会社、または有限会社であつて、農業の共同経営体としてふさわしい要件を備えるものに限る、農地法上、所要の改正を行なうこととしたしました。

すなわち、このような農業生産法人につきましては、最高面積の制限を設

けないこととし、その常時従事者たる構成員に限って在村地主の保有限度をこえた貸付、創設農地等の貸付または借り受け小作地等の転貸を認めることとしております。なお、農業生産法人につきましては、所有権、賃借権等の取得を認めることとしたしております。

次に、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合は農業生産法人の常時従事者たる構成員が構成員でなくなつた場合の措置でございますが、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合には、一定期間内にその要件を満たすための措置を講じさせ、なお要件を満たさない場合には、その法人が所有する農地等は他に譲渡させ、その法人の借りていた農地等は返還させることとし、この場合の貸借の解約等につきましては、これを許可することとしております。なお、一定期間を過ぎてもなお所有または貸付のまま残つております農地等は、国が買取することとしております。

一方、農業生産法人の常時従事者たる構成員が法人から脱退した場合や常時従事することをやめた場合におきまして、在村地主の保有限度をこえる貸付小作地等や創設農地等が依然としてその法人に貸し付けられたまま残つておりますときは、一定期間内にその小作地等または創設農地等をその法人に譲渡するか、または返還を受けさせることとし、その期間を過ぎても、なお貸付のまま残つております農地等は、国が買取することとしております。なお、構成員が法人から脱退し、主として自家労働で農業経営を行なうとする場合の貸借の解約等につき

ましてこれを許可することとしてお
ります。

第三に、農業協同組合法の改正によ
り、新たに農業協同組合が農地等の貸
付または売り渡しにかかる信託の事業
を行なう道を開くこととしたとしてお
ります。これを円滑に行ない得るよう
、信託の引き受けと信託の終了の際
の農地等の権利移動については許可を
要しないこととしております。さらに
も申し述べましたように、この制度の
活用により、農地等の有効利用とさら
に家族経営の健全な発達、自立経営の
育成、農業経営の協同化に寄与するよ
うな農地移動がはかられることを期待
しているわけであります。

以上がこの法案のおもな内容でござ
います。なおこの際、次の改正を行
なうこととしております。すなわち、
現在自作農創設特別措置特別会計に所
属する土地等で作農創設または土地
の農業上の利用の増進という買収目的
を喪失したものの旧所有者への売り払
いは、現行法では所有者一代限りとな
っておりますが、これらの一般承継
人に対しても、この売り払いを行なう
ことが現行法の趣旨を生かすゆえんで
あると存じますので、この際この売り払
いの対象を旧所有者の一般承継人にま
で拡大することとしております。

なお、以上の農地法の改正に伴いま
して、土地改良法の組合員である法人
の業務を執行する役員を土地改良区ま
たは土地改良区連合の役員に選ぶこと
ができるようにし、農業生産法人の構
成員に農業委員会の委員の選挙資格を
与え、また農業生産法人が都道府県知
事より果樹園経営計画の認定を受けた
場合には農林漁業金融公庫から所要の

融資を受け得るよう、付則で関係法律
の規定を整備することとしておりま
す。

農地法の一部を改正する法律案の内
容はおおむね以上の通りでございま
す。何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に御可決下さいませう御願ひ申し上
げます。

次に、大麦及びはだか麦の生産及び
政府買入れに関する特別措置法案につ
きましてその提案理由を御説明申し上
げます。

最近の大麦及び裸麦の需給を見ます
るに、米の生産の増大と国民消費水準
の上昇によりその消費は逐年減少して
いるにかかわらず、その生産はほぼ従
来の水準で推移しているため、その需
給は、著しく不均衡となっておりまし
て、政府の手持ち在庫も急激に増加
している状況にあります。従って大麦
及び裸麦の生産につきましては、これ
を需要に適合したものとするため、大
麦及び裸麦から小麦、飼料作物、菜
種、テンサイ、果樹等、今後の需要の
伸びが期待される作物への転換を積極
的に推進するとともに、管理の面にお
いてもその買入れ及び価格決定の方
法等について所要の改正措置を講ずる
必要があると考えられるのでありま
す。

この法律は、大麦及び裸麦につき、
その生産及び流通の合理化に資するた
め、当分の間、政府が必要なる助成措置
を講じて、その生産の転換を促進する
とともに、その政府買入れについて
食糧管理法に所要の特例を設けること
を目的とするものであります。以下
この法案の主要点につき御説明申し上
げたいと存じます。

まず第一に、農林大臣は、毎年、大
麦及び裸麦の生産及び需給の事情と当
面の需要の見通しを公表するとともに
に、これに基づいて翌年度の大麦及び裸
麦の生産及び用途の転換に関する方針
と政府の買入れ数量を定めることと
いたしております。政府買入れ数量
につきましては、大麦及び裸麦の精麦
原料としての需要見込み数量を基準と
して定めることとしております。

第二には、国の麦作転換方針に即し
て、大豆及び裸麦の転換を行なう場合
において、その円滑な実施に資するた
め、農家に転換奨励金を交付する措置
を講ずるとともに、都道府県及び市町
村の麦作転換計画の作成及び実施に要
する経費について、国がこれを補助す
ることとしたとしております。

第三に、都道府県知事及び市町村長
が、それぞれ麦作転換計画及び市町村
別生産者別の政府買入れ数量を定める
に必要な手続を規定いたしております。

第四に、大麦及び裸麦の政府買入れ
れにつきましては、生産者別に定めら
れた政府買入れ数量を買い入れるこ
ととするとともに、その価格は、パ
リティー価格及び需給事情その他の経済事
情を参酌して定めることとしたとして
おります。

第五に、昭和三十六年度の大麦及び
裸麦の政府買入れ数量については、
今回の措置がすでにその積付後である
ことを考慮いたしまして過去三年の大
麦及び裸麦の政府買入れ数量を基準
として生産事情を参酌して定めること
としたとしております。

なお、この法律は特別措置法であり
ますので、この法律施行の間は、大麦
及び裸麦については、食糧管理法第四

条ノ二の規定は、適用しないこととい
たしてあります。

以上がこの法案のおもな内容でござ
います。何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに御可決下さいませう御願ひ
いたす次第であります。

引き続き愛知用水公団法の一部を改
正する法律案についてその提案の理由
を御説明いたします。

昭和三十一年から着手いたしました
愛知用水の建設工事は、牧尾ダム、兼
山取水口、幹線水路を初めとしてその
大部分の工事が三十五年度に完了し、
三十六年度からは公団の建設にかかる
施設を管理する段階に入ることになり
ます。これに伴いまして三十六年度の
途中から公団の人員及び機械に余裕を
生ずることになります。愛知用水の
建設工事に多大の成果を上げましたこ
れら職員の出費重経費と大型高性能の
機械を同種の他の事業に一括活用する
ことが国家的見地から見て得策である
と考えられるのであります。

従来、農林省が国営事業として実施
しておりました豊川総合水利開発事業
は、その事業地域が昭和二十六年に天
龍東三河総合開発特定地域に指定さ
れ、二十九年に総合開発計画として開
議決定された事業の一つでございまし
て、豊川水系の水資源を総合的に開発
してその利用の高度化をはかるため、豊
川流域及び渰美半島一帯にわたる約二
万町歩の耕地に灌漑するとともに、豊
橋市周辺及び蒲郡市周辺の工業及び上
水道に水を供給する計画の事業であり
ますが、事業の規模並びに水資源の総
合開発という点におきましてほとんど
従来の愛知用水事業と同様の事業であ
ります。

従って、この国営豊川総合水利開発
事業その他関連事業を公団事業として
吸収することにより、愛知用水事業と
はほぼ同じ方式によりまして工事の早期
完成をはかり、地域総合開発に寄与し
たさせますとともに、あわせて公団の
人員及び機械の有効な活用を期するこ
ととした次第であります。

このよう理由によりまして、愛知
用水公団法の一部を改正いたすことと
したのであります。

以下法律案の内容につきましてその
概要を御説明申し上げます。

まず、公団の目的に豊川水系の水資
源を総合的に開発し得ることを加え、
次に業務につきましては、豊川水系に
かかる区域におきまして現に国が工事
を進行いたしております国営土地改良
事業及び県が工事を行なう農林大
臣に申し出がございましたものは、一定
の日をもちまして公団の事業となりま
すことを規定いたしてあります。

これに伴いまして従来国営土地改良
事業として計画されておりました埋め
立てまたは干拓の事業を公団が行ない
得ること及びその事業によって造成さ
れます埋立地または干拓地の処分を土
地改良法と同様な手続で行なうことに
してあります。

また、公団の事業となる国営土地改
良事業につきまして、それが公団の事
業となる日までに国が要しました費用
のうち、国が徴収すべき地元負担金を
公団が賦課徴収し得ること及び公団の
事業となるときにおいてその事業に関
して国が有しておりました権利及び義
務は、公団が承継することとしたして
あります。

その他農林事業が新たに入りますことによつて必要となります事業基本計画等の作成手続、経理区分等必要となる規定の整備をはかつたものでござい

ます。
以上、この法律案の提案の理由及び内容のおもな点であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第でございます。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で七法案についての提案理由の説明を終わりました。七法案については、本日はこの程度にいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めて。本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十一分散会

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入に關する特別措置法案
一、愛知用水公団法の一部を改正する法律案

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入に關する特別措置法案
大麦及びはだか麦の生産及び政府買入に關する特別措置法案

(目的)
第一条 この法律は、大麦及びはだか麦につき、その生産及び流通の合理化に資するため、当分の間、政府が必要なる助成措置を講じてその生産及び用途の転換を促進することと、その政府買入に關する

て食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に所要の特例を設けることを目的とする。

(需要の見通し等の公表)

第二条 農林大臣は、毎年、七月三十一日までに、大麦及びはだか麦の生産及び需給の事情の推移並びに需要の見通しを公表しなければならない。

(麦作転換方針及び政府買入数量)
第三条 農林大臣は、毎年、前条の需要の見通しに基づき、翌年産の大麦及びはだか麦につき、その生産及び用途の転換に關する方針(以下「麦作転換方針」といふ)並びにその政府買入数量を定め、これらを公表しなければならない。

2 前項の政府買入数量は、翌年産の大麦及びはだか麦の精麦原料としての需要見込数量(大麦又ははだか麦の生産者(以下単に「生産者」といふ)がその生産に係る大麦又ははだか麦を精麦として消費する場合のその精麦に係るものを除く)を基準として定める。

3 農林大臣は、第一項の政府買入数量に基づき、大麦及びはだか麦の都道府県別の政府買入数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の都道府県別の政府買入数量は、都道府県知事の意見を聞き、麦作転換方針、都道府県における大麦及びはだか麦の生産事情及び流通事情等を参酌して定める。

5 第三項の規定による通知は、毎年、八月十五日までにするものとする。

(都道府県麦作転換計画及び市町村別政府買入数量)
第四条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、麦作転換方針に即し、かつ、同項の都道府県別の政府買入数量をもととして、都道府県における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に關する計画(以下「都道府県麦作転換計画」といふ)を定め、これを公表するとともに、その都道府県別の政府買入数量の範囲内において大麦及びはだか麦の市町村別の政府買入数量を定め、これを市町村長に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県麦作転換計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、市町村長の意見及び農業団体の意見を聞かなければならない。

3 第一項の市町村別の政府買入数量は、市町村長の意見を聞き、都道府県麦作転換計画、市町村における大麦及びはだか麦の生産事情及び流通事情等を参酌して定める。

4 第一項の規定による通知は、毎年、九月十五日までにするものとする。

(市町村麦作転換計画及び生産者別政府買入数量)
第五条 市町村長は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、都道府県麦作転換計画に即し、かつ、同項の市町村別の政府買入数量をもととして、市町村における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に關する計画(以下「市町村

麦作転換計画」といふ)を定め、これを公表するとともに、その市町村別の政府買入数量の範囲内において生産者別の政府買入数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

2 市町村長は、市町村麦作転換計画を定めようとするときは、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

3 第一項の生産者別の政府買入数量は、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、市町村麦作転換計画、生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情等を参酌して定める。

(政府買入)
第七条 政府は、政令で定めるところにより、第五条第一項の規定による通知を受けた生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じ、大麦及びはだか麦をその通知に係る政府買入数量に相当する数量まで、買入れるものとする。

(政府買入価格)
第八条 前条の規定による大麦及びはだか麦の政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、政令で定める期間における大麦及びはだか麦の政府の買入の価格に農業パリティ指数(食糧管理法第四条ノ二第二項に規定する農業パリティ指数をいふ)を乗じて得た額並びに大麦及びはだか麦の需給事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入の価格は、毎年、六月三十日までに定めて、公表しなければならない。

(食糧管理法の規定の適用除外)
第九条 食糧管理法第四条ノ二の規定は、大麦及びはだか麦については、適用しない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林大臣は、昭和三十六年産の大麦及びはだか麦について、都道府県における昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量を基準とし、都道府県における昭和三十六年産の大麦及びはだか麦の生産事情を参酌

して、都道府県別の政府買入数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の都道府県別の政府買入数量の範囲内において、昭和三十六年度の大麦及びはだか麦について、市町村における昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量を基準とし、市町村における昭和三十六年度の大麦及びはだか麦の生産事情を参酌して、市町村別の政府買入数量を定め、これを市町村長に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の市町村別の政府買入数量の範囲内において、昭和三十六年度の大麦及びはだか麦について、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、生産者ごとの昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量並びに昭和三十六年度の大麦及びはだか麦の生産事情を参酌して、生産者別の政府買入数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

5 前三項の規定により、農林大臣、都道府県知事又は市町村長が通知を発すべき期限は、政令で定める。

6 昭和三十六年度の大麦及びはだか麦についての第七条の規定の適用については、同条中「第五条第

一項」とあるのは、「附則第四項」とする。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

愛知用水公団法の一部を改正する法律

愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「木曾川水系の水資源」を「木曾川水系及び豊川水系の水資源」をそれぞれに改める。

第七条を次のように改める。

（役員）

第七条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第八条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項及び第三項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第九条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十条第一項中「五年」を「三年」に改める。

第十二条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十四条及び第十五条中「総裁」を「理事長」に、「副総裁」を「副理事長」に改める。

第十六条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に「静岡県」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ 埋立て又は干拓

第十八条第一項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第一号ハの事業（以下「埋立干拓事業」という。）の施行によつて造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の一条を加える。

（国営土地改良事業等の承継）
第十八条の二 愛知用水公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域（以下「豊川事業区域」という。）内において工事を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示があつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

2 愛知用水公団法の一部を改正する法律の施行の際現に県が豊川事業区域内において工事を施行している土地改良事業であつて、当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該県から農林大臣に当該土地改良事業を公団において実施すべき旨の申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公団において実施すること

が適当であると認めたものは、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示のあつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、手続に従ひの下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域（以下「木曾川事業区域」という。）及び豊川事業区域」とを加え、同条第二項第三号中「所在及び面積」の下に「埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の所在及び面積」を加え、同項第四号中「現況」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の現況）」を加え、同項第五号中「開発計画」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立予定地の開発計画）」を加え、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第二十條第一項中「事業につき」の下に「木曾川事業区域及び豊川事業区域」とを加え、同条第二項第二号中「開発計画に関する事項」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の区域及び現況並びに埋立予定地の開発計画に関する事項）」を加える。

第二十一条第一項第三項中「第二十一条第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（埋立予定地の処分）

第二十三条の二 公団は、埋立予定地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これ

に基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手続により、配分申込書を公団に提出しなければならない。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精通する見込みのあるものの中から適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

三 配分の条件

四 その他農林省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二

条の竣功認可のあつた日とする。

第二十四条第一項中「第三号までの事業」の下に「埋立干拓事業を除く。」を、「その事業に要する費用」の下に「(第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業にあつては、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七条において同じ。)」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項を」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十三条の次に次の一条を加える。
(区分経理)
第三十三条の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。
第三十四条の見出しを「借入金及び愛知用水公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。
5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
6 債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十五条の見出しを削る。
第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付」を

することができ、」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ、」に改める。
第三十七条の次に次の一項を加える。
3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができ、
第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。
第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を、「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。
第五十条の次に次の二条を加える。
(権利及び義務の承継)
第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合において、当該事業に関し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に関する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。)は、その時において公団が承継する。

に關し、公団の事業となる時に於いて当該公団が有する権利及び義務の公団への承継については、当該公団と公団とが協議して定めるものとする。
(国庫納付金)
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

第二章 安定価格等(第三条―第六条)
第三章 畜産物価格審議会(第七條―第十一條)
第四章 畜産振興事業団
第一節 総則(第十二條―第二十四條)
第二節 役員等(第二十五條―第三十七條)
第三節 業務(第三十八條―第四十七條)
第四節 財務及び會計(第四十八條―第五十七條)
第五節 監督(第五十八條―第五十九條)
第六節 補則(第六十條―第六十二條)
第五章 雜則(第六十三條―第六十四條)
第六章 罰則(第六十五條―第六十九條)
附則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。
2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳その他政令で定める乳製品であつて、農林

第三十三条の次に次の一条を加える。
(区分経理)
第三十三条の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。
第三十四条の見出しを「借入金及び愛知用水公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。
5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
6 債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十五条の見出しを削る。
第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付」を

することができ、」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ、」に改める。
第三十七条の次に次の一項を加える。
3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができ、
第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。
第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を、「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。
第五十条の次に次の二条を加える。
(権利及び義務の承継)
第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合において、当該事業に関し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に関する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。)は、その時において公団が承継する。

に關し、公団の事業となる時に於いて当該公団が有する権利及び義務の公団への承継については、当該公団と公団とが協議して定めるものとする。
(国庫納付金)
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

第二章 安定価格等(第三条―第六条)
第三章 畜産物価格審議会(第七條―第十一條)
第四章 畜産振興事業団
第一節 総則(第十二條―第二十四條)
第二節 役員等(第二十五條―第三十七條)
第三節 業務(第三十八條―第四十七條)
第四節 財務及び會計(第四十八條―第五十七條)
第五節 監督(第五十八條―第五十九條)
第六節 補則(第六十條―第六十二條)
第五章 雜則(第六十三條―第六十四條)
第六章 罰則(第六十五條―第六十九條)
附則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。
2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳その他政令で定める乳製品であつて、農林

に關し、公団の事業となる時に於いて当該公団が有する権利及び義務の公団への承継については、当該公団と公団とが協議して定めるものとする。
(国庫納付金)
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。
(区分経理)
第三十三条の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。
第三十四条の見出しを「借入金及び愛知用水公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。
5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
6 債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第三十五条の見出しを削る。
第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付」を

することができ、」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ、」に改める。
第三十七条の次に次の一項を加える。
3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができ、
第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。
第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を、「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。
第五十条の次に次の二条を加える。
(権利及び義務の承継)
第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合において、当該事業に関し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に関する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。)は、その時において公団が承継する。

に關し、公団の事業となる時に於いて当該公団が有する権利及び義務の公団への承継については、当該公団と公団とが協議して定めるものとする。
(国庫納付金)
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

第二章 安定価格等(第三条―第六条)
第三章 畜産物価格審議会(第七條―第十一條)
第四章 畜産振興事業団
第一節 総則(第十二條―第二十四條)
第二節 役員等(第二十五條―第三十七條)
第三節 業務(第三十八條―第四十七條)
第四節 財務及び會計(第四十八條―第五十七條)
第五節 監督(第五十八條―第五十九條)
第六節 補則(第六十條―第六十二條)
第五章 雜則(第六十三條―第六十四條)
第六章 罰則(第六十五條―第六十九條)
附則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。
2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳その他政令で定める乳製品であつて、農林

に關し、公団の事業となる時に於いて当該公団が有する権利及び義務の公団への承継については、当該公団と公団とが協議して定めるものとする。
(国庫納付金)
第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

省令で定める規格に適合するものをいう。

3 この法律において「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定める食肉（家畜の肉に限る。以下同じ。）であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

第二章 安定価格等（安定価格の決定）

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

一 原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定下位価格

二 指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3 安定下位価格は、その額を下つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉の価格が下落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳、指定乳製品（原料乳を含む。）又は指定食肉（当該家畜を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5 農林大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ畜産物価格審議会の意見を聞かなければならない。

6 農林大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（安定価格の改定）

第四条 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（原料乳の価格に関する勸告）

第五条 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定下位価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

（指定乳製品の生産等に関する計画）

第六条 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その

の構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合に、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体

3 指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

4 農林大臣は、前三項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 農林大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、畜産振興事業団があつていないときは、畜産振興事業団が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を指示することができる。

6 農林大臣は、第一項から第三項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

第三章 畜産物価格審議会（設置及び権限）

第七条 農林省に、畜産物価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品及び食肉の価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第八条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜又は食肉の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学

識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第九条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第十条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（農林省令への委任）

第十一条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第四章 畜産振興事業団 第一節 総則

（目的）

第十二条 畜産振興事業団は、主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の経営に要する資金の調達、円滑化に必要な業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第十三条 畜産振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十五条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 事業団は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十条に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第十六条 事業団の資本金は、政府の出資金十億円と附則第六条第二項の規定により次条第一項に規定する者から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、は、事業団に出資することができる。

(出資)

第十七条 第六条第二項各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

2 前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第十八条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(持分の払い戻し等の禁止)

第十九条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十条 政府以外の出資者（以下第六十条まで単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡し等)

第二十一条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第十七条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することができない。ただし、出資者の持分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき、遺産の分割があるまでは、この限りでない。

(登記)

第二十二条 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十三条 事業団でない者は、畜産振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員等

(役員)

第二十五条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十六条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があると

きは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十七条 役員は、農林大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第二十八条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く）、地方公共団体の職員の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十九条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員兼職務禁止)

第三十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、

農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第三十四条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十五条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第三十六条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以上で組織する。

(評議員)

第三十七条 評議員は、出資者（法人にあつては、その代表者）及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十七條第二項及び第三項、第二十九條第二項並びに第三十四條の規定は、評議員について準用する。

第三節 業務

(業務の範圍)

第三十八條 事業団は、第十二條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の買入れ、交換及び売却

二 前号の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の保管

三 生乳生産者団体の申出により、第六條第一項の規定により認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に關する計画について、その委託に關するあつせんを行なうこと。

四 農林省令で定めるところにより、第六條第二項又は第三項の認定を受けた指定乳製品又は指定食肉の保管に關する計画の実施に要する経費について助成をすること。

五 出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証
六 前各号の業務に附帶する業務

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範圍内で、飲用牛乳、乳製品及び食肉の需要の増進に關する業務を行なうことができる。

3 第一項第一号及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六條までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第三十九條 事業団は、第六條第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。

2 事業団は、中央卸売市場において、指定食肉を安定下位価格で買入れることができる。

第四十條 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品又は当該指定食肉を保管していないときは、事業団は、農林大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉（農林省令で定める規格に適合するものに限る。）を買入れ入れることができる。

(売渡)

第四十一條 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するお

それがであると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉（前条の政令で定める食肉を含む。）以下第四十四條まで同じ。）を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二條 事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林省令で定める数量をこえるに至つた場合
二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至つた場合
三 その他農林省令で定める場合（買入れ又は売渡しをしない場合）
第四十三條 事業団は、次の場合には、第三十九條の規定による買入れ又は第四十一條の規定による売渡しをしないものとする。
一 第三十九條第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定下

位価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れられるおそれがあると認めるとき。
二 第三十九條第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に應ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
三 第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第四十一條の規定による売渡しの際に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

一 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）
二 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の經營に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）
三 乳業の經營を合理化するため必要な設備の新設又は改良に必要な資金

2 事業団は、出資者で第六條第二項第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合連合会若しくは農業協同組合に対して前項各号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

3 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範圍内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

4 事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に

規定する業務の一部を当該各号に

規定する業務の一部を当該各号に

規定する業務の一部を当該各号に

掲げる者に委託することができ
る。

一 第三十八条第一項第一号の業務（買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。）については、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林大臣の指定する者

二 第三十八条第一項第五号の業務（債務の保証の決定を除く。）については、銀行、相互銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第四十七條 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計

（区分経理）

第四十八條 事業団は、第三十八條第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理につ

いては、政令で定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 附則第六條第二項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第七條第一項に規定する者が出資する金額に係る経理は、前項の特別の勘定において行なうものとする。

（事業年度）

第四十九條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第五十條 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第四十八條第一項の特別の勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの變更の認可を受けた場合にあつては、その變更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第五十一條 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで

に完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）

第五十二條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」とい

う。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第四十八條第一項の特別の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十三條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第五十四條 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第五十五條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十六條 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第五十七條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

（監督）

第五十八條 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ

（報告及び検査）

第五十九條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十六條第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に對し、その業務に關し報告をさ

せ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

（出資者に対する通知又は催告）

第六十條 事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第六十一條 事業団は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び事業団の債権者（事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章 雑則

（大蔵大臣との協議）

第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第六条第四項、第三十八条第一項第四号、第四十二条各号、第四十七条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第十五条第二項、第十六条第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第四十二条、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第四十六条第一項第二号又は第五十五条第一号若しくは第二号の指定をしようとするとき。

（報告及び検査）

第六十四条 農林大臣は、原料乳、指定乳製品又は指定食肉の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む）、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 罰則

第六十五条 第三十四条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 事業団又は受託者が、第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第六十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十二條第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第三十八条第一項又は第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第五十二条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第六十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 農林大臣は、第二十七条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

4 第六十三条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第四条 政府は、事業団の設立に際し、五億円を出資するものとし、前条第三項の規定により出資金の払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（酪農振興基金の解散等）

第六条 酪農振興基金は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 酪農振興基金の解散の時までに政府から酪農振興基金に対して出資された五億円及びその時まで

政府以外の者から酪農振興基金に
対して出資された額は、それぞれ、
事業団の設立に際して政府及び第
十七条第一項に規定する者から事
業団に対して出資されたものとする。

3 酪農振興基金の解散については、
廃止前の酪農振興基金法（昭和
三十三年法律第七十三号）第四
十四条第一項の規定による残余財
産の分配は、行なわれない。

4 前条第二項の規定により事業団
の設立の登記がなされたときは、
登記官吏は、職権で、酪農振興基
金の解散の登記をしなければなら
ない。

（持分の払い戻し）

第七条 前条第二項の規定により第
十七条第一項に規定する者が事業
団に対して出資したものとされた金
額については、当該出資者は、事
業団に対し、その成立の日から一
月以内に限り、当該持分の払いも
どしを請求することができる。た
だし、第四十五条の規定による保
証契約に係る債務を負担している
者については、この限りでない。

2 廃止前の酪農振興基金法第二十
九条第一項第一号から第三号まで
の規定による保証契約に係る債務
を負担している出資者は、農林省
令で定めるところにより、相当の
担保を提供しなければ、前項の規
定による請求をすることができな
い。

3 事業団は、第一項の規定による
請求があつたときは、第十九条第
一項の規定にかかわらず、当該持
分に係る出資額に相当する金額に
より払い戻しをしなければなら

ない。この場合において、事業団
は、その払い戻しをした金額に
より資本金を減少するものとする。

4 第六十三条の規定は、第二項の
農林省令を定めようとする場合に
準用する。

第一項に規定する者の出資する部
分の額が五億円に満たない場合
は、昭和三十三年三月三十一日ま
でに、その部分の額を五億円以上
とするようにその資本金を増加す
るものとする。

（経過規定）
第八条 昭和三十六年度の原料乳、
指定乳製品及び指定食肉の安定価
格の決定については、第三条第一
項中「当該年度の開始前」とある
のは、「この法律の施行後すみや
かに」とする。

2 この法律の施行の際現に畜産振
興事業団という名称を使用してい
る者は、この法律の施行後六月以
内にその名称を変更しなければな
らない。

3 第二十三条の規定は、前項に規
定する期間内は、同項に規定する
者には、適用しない。

4 事業団の最初の事業年度は、第
四十九条の規定にかかわらず、そ
の成立の日始まり、昭和三十
七年三月三十一日に終るものとする。

5 事業団の最初の事業年度の収入
及び支出の予算、事業計画並びに
資金計画については、第五十条第
一項中「当該事業年度の開始前」
とあるのは、「事業団の成立後遅
滞なく」とする。

6 附則第十二条の規定の施行前に
した廃止前の酪農振興基金法の規
定に違反する行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例に
よる。

（増資）
第九条 事業団は、その成立の日
における資本金の額のうち第十七条

（指定市場）
第十条 当分の間、中央卸売市場以
外の市場であつて、農林大臣の指
定するものは、第三十九条第二項
及び第四十一条の規定の適用につ
いては、中央卸売市場とみなす。

（区分経理の特例）
第十一条 事業団は、当分の間、第
四十八条第一項の特別の勘定にお
いて第五十三条第一項に規定する
残余を生じた場合は、これらの規
定にかかわらず、その残余の額の
百分の八十に相当する金額を第三
十八条第一項第五号の業務（これ
に附帯する業務を含む。）以外の業
務に係る経費の財源に繰り入れる
ものとする。

（酪農振興基金法の廃止）
第十二条 酪農振興基金法は、廃止
する。

（登録税法の一部改正）
第十三条 登録税法（明治二十九年
法律第二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基
金を「畜産振興事業団」に、「酪農
振興基金法」を「畜産物の価格安定
等に関する法律」に改める。

（印紙税法の一部改正）
第十四条 印紙税法（明治三十二年
法律第五十四号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第九号ノ五ノ二を次のよ
うに改める。
九ノ五ノ二 畜産振興事業団が
畜産物の価格安定等に関する
法律第三十八条第一項第五号
ノ業務ニ関シ発スル証書、帳
簿

（所得税法の一部改正）
第十五条 所得税法（昭和二十二年
法律第二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱
業合理化事業団」の下に、「畜産
振興事業団」を加え、同項第十二
号中「酪農振興基金」を削る。

（法人税法の一部改正）
第十六条 法人税法（昭和二十二年
法律第二十八号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第一項第四号中「酪農
振興基金」を削り、同項第七号中
「及び石炭鉱業合理化事業団」を
「石炭鉱業合理化事業団及び畜
産振興事業団」に改める。

（行政管理局設置法の一部改正）
第十七条 行政管理局設置法（昭和
二十三年法律第七十七号）の一部
を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公
団」の下に、「畜産振興事業団」を
加える。

（農林省設置法の一部改正）
第十八条 農林省設置法（昭和二十
四年法律第五十三号）の一部を
次のように改正する。

第四十条第三十六号の二の次に次
の一号を加える。
三十六の三 畜産物の価格安定
等に関する法律（昭和三十六
年法律第 号）に基づき主
要な畜産物について安定価格
を定めること。

第四十一条第四号の次に次の一号
を加える。
四の二 畜産振興事業団の指導
監督を行なうこと。

酪農振興法により生乳等
の取引契約に係る紛争の
調停に関する重要事項を
調査審議すること。

中央生乳取
引調停審議
会
畜産物の価格
審議会
畜産物の価格安定等に関
する法律により主要な畜
産物の価格の安定に関す
る重要事項を調査審議す
ること。

に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鉱業合理化事業団」を「石炭鉱業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「若しくは中小企業信用保険公庫」を「中小企業信用保険公庫若しくは畜産振興事業団」に改める。
(酪農振興法の一部改正)

第二十一条 酪農振興法の一部を次のように改正する。

目次中「国内産の牛乳及び乳製品」の消費の増進等に関する措置(第二十四条の三・第二十四条の四)を「国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三)」に、「第二十四条の五」を「第二十四条の四」に改める。

第三章の二の章名中「増進等」を「増進」に改める。

第二十四条の四を削り、第二十四条の五第一項中「第二十四条の三」を「及び第二十四条の三」に改め、「及び前条第一項の乳製品の保管計画の実施」を削り、同条を第二十四条の四とする。

昭和三十六年三月十三日印刷

昭和三十六年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局